

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成21年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 岩手県エルタックス県域共同利用システム構築業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成22年3月31日
- (4) 業務場所 知事が指定する場所
- (5) 入札方法 (1)の件名での総価入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成12年岩手県告示第885号。以下「規程」という。）第6条第1項に規定する名簿に規程第2条各号に掲げる業務のすべての業務の資格者として登載されていること。ただし、当該名簿へ登載されていない者であっても、開札の日までに当該名簿に登載される場合には資格者となること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出の日から落札決定までの間に、岩手県から、規程第2条に規定する情報システム開発業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県総務部税務課電算担当 電話番号019-629-5141（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量260gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法 平成21年7月28日から同年8月18日までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（1）の場所で交付
- (3) 申請書及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、提出場所及び提出方法 平成21年8月11日までの休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに（1）の場所に、1部を提出すること。
- (4) 郵便による入札書の受領期限及び受領場所 平成21年9月9日午後5時までに（1）の場所に到達するように送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年9月10日午前11時 岩手県庁舎地下1階情報化研修室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額の100分の105に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す応札仕様書等

の書類を、平成21年8月27日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札参加者資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

Local tax portal system group used system of the prefecture construction business 1 set

- (2) Time-limit of tender:

11:00 A.M., September 10, 2009 (Tenders via mail must arrive by 5:00 P.M., September 9, 2009)

- (3) Contact point for the notice:

Taxation Division, Department of General Affairs, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimaru, Morioka,
Iwate 020-8570, JAPAN TEL 019-629-5141